

納言親信下云人御座ケリ、右京大夫信輔朝臣ノ子也、彼信輔武藏守タリシ時、當國ニ下リテ儲タリケルガ、元服シテ叙爵シ給タリケレバ、異名ニ坂東大夫ト申ケルガ、兵衛佐ニ成タリケルニモ、猶坂兵衛ナド申ケルヲ、新大納言法皇ノ御前ニテ、戯テヤ、イカニ親信坂東ニハ何事共カアルト被申タリケルニ、兵衛佐取敢ズ、繩目ノ色革コソ多候ヘト答タリケレバ、大納言顔ノケシキ少替テ、又物モ宣ザリケリ、此大納言ハ平治ノ亂逆ノ時、信頼卿ニ同心トテ六波羅ヘ被召シニ、島摺ノ直垂著テ、高手小手ニ縛ラレテ、恥ヲサラシタリケル事ヲ思出テ、繩目ニソヘテ申タリケルニヨソ、御前ニ人々アマタ候ハレケル中ニ、按察使大納言資賢ノ後ニ常ニ宣ヒケルハ、兵衛佐ハユシク返答シタリシモノカナ、成親卿ハ事ノ外ニ苦リタリシ事様也トゾ被申ケル、サレバ人ハ聊ノ戯言ニモ、人ノ疵ヲバ云マジキ事也ケリ、

〔平家物語 八〕鼓判官事

法皇より木その左馬のかみ仲義のものとへらうせきしづめよとおほせ下さる、御つかひは壹岐の守朝親が子に、壹岐の判官ともやすと云者也、天下に聞えたるつゞみの上手にて有ければ時の人つゞみ判官とぞ申ける、木そたいめんして、まづ院の御返事をば申さで、そもそもくわ殿をつづみ判官と云は、よろづの人にうたれたうたかはられたうたかとぞとふたりける、ともやす返事にをよばすいそぎ歸り参て、よしなかおこのものにて候はやくついたうせさせ給へ只今朝敵となり候なんすと申ければ、法皇やがて思召立せ給ひけり、

〔徒然草〕西大寺の靜然上人、腰かゝまり、眉しろく、誠にとしたけたる有さまにて、内裏へまいられたりけるを、西園寺内大臣殿、あなたうとのけしきやとて、信仰のきそくありければ、資朝卿これを見て、年のよりたるに候と申されけり、後日に、むく犬の淺ましく老さらばひて、毛はげたるをひかせて、此氣色たうとく見へて候とて、内府へまいらせられたりけるとぞ、